# ジュネーブ、香港、ドバイとの比較

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

## ジュネーブ：英語を取り入れる大陸法のセンター

ジュネーブは、法典化された大陸法であるスイス法を、裁判所がフランス語で審理を行う都市で提供しています。ジュネーブ巻では、2025年1月1日に施行されたスイス民事訴訟法の改正により、各州が国際商事紛争について英語による手続を定めることが可能になった経緯を説明しています。ベルンは2026年5月に国際商事裁判所を開設する予定で、チューリッヒは2027年に向けて準備を進め、ジュネーブでは法案が準備されていました。[1]したがって、スイス法とスイスでの仲裁が最も強みを発揮するのは、当事者が大陸法の伝統の出身である場合や、なじみやすさよりも中立性が重視される場合です。これに対してシンガポールは、すべての裁判所で英語によって運用されるコモン・ローを提供しており、国際金融の文書の標準により近い位置にあります。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

多くの場合、2つのセンターは同じ契約をめぐって競合するわけではありません。ロンバルディアの同族企業のために株式譲渡契約を起草するスイスの法律家が、シンガポール法を提案する理由はほとんどありません。ベトナムに投資するインドの投資家に助言するシンガポールの法律家が、スイス法を提案する理由もほとんどありません。競合が生じるのは、ジュネーブとシンガポールに同じ商社が拠点を置くコモディティ取引の分野と、信託証書や財団設立証書がその仕組みを認める法に準拠しなければならないプライベート・ウェルスの分野です。これらの分野で各センターが同じ顧客のニーズに合わせてどのように自らの法を適応させているかは、第G部と第E部第IV章で示します。

## 香港：基本法の下のコモン・ロー

香港は、アジアのコモン・ローのセンターとしてシンガポールに最も近い競争相手です。基本法第8条は、コモン・ローとエクイティの準則を含め、香港で従来施行されていた法を、基本法に抵触しない限り維持しています。第84条は、香港の裁判所が他のコモン・ロー法域の先例を参照することを認めています。第92条の下では、裁判官を他のコモン・ロー法域から採用することができます。[2]

このように香港は、英国の遺産、英語を話す法曹、強力な仲裁機関をシンガポールと共有しています。香港に固有の強みは、中国本土への法的な玄関口という地位であり、本土との間で判決と仲裁判断を相互に執行する取決めによって補強されています。香港に固有のリスクは、「一国二制度」という憲法上の枠組みと、近年進む香港の国家法秩序への統合にあります。この点は第K部第V章で論じます。こうしたリスクを懸念する当事者にとって、シンガポールは中国の国家の外にあるコモン・ロー法域を提供します。この点は、中国の当事者との契約において、シンガポールが仲裁地として、また準拠法として成長する後押しとなってきました。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

## ドバイとアブダビ：移植されたコモン・ローの飛び地

湾岸諸国は異なる道を選びました。ドバイは2004年の法律によってドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre）の裁判所を設立しました。同裁判所は2006年に、大陸法系の国家のなかにある英語のコモン・ロー司法機関として業務を開始しました。2011年10月の改正以降、当事者は金融センターと関連がなくても、契約によってこの裁判所の管轄を選択することができます。[3]アブダビはさらに踏み込み、2013年に設立され2015年10月から稼働しているアブダビ・グローバル・マーケット（Abu Dhabi Global Market）において、英国の先例を含む英国のコモン・ローを直接適用しています。[4]

湾岸モデルは、金融の分野でコモン・ローにどれほど大きな需要があるかを示しています。同時に、金融フリーゾーンでは容易に築けないものをシンガポールが持っていることも示しています。シンガポールのコモン・ローは国家全体の法であり、通常の裁判所によって適用され、大学で教えられ、数千人規模の法曹によって実務が行われています。ドバイとアブダビの飛び地は裁判官と法を海外から借りていますが、シンガポールは2世紀をかけて自前の法を育ててきました。その厚みが、準拠法に必要な権威をシンガポール法に与えています。すなわち、判例の蓄積、それを理解する法曹、そして法秩序全体でそれを支える国家です。

## 数字で見る

第二司法憲章：1826年11月27日。民事法令（Civil Law Ordinance）：1878年。英国法適用法による民事法第5条の廃止：1993年11月12日。枢密院への上訴の廃止：1994年4月8日。控訴院の実務声明（Practice Statement）：1994年7月11日。SICC設立：2015年1月5日。SIAC設立：1991年7月1日。SIACの新規事件：2023年663件、2025年886件。SIAC事件に占めるシンガポール法の割合：2023年64.6%、2025年52.1%（英国法はそれぞれ20.7%、28.4%）。開業弁護士：2002年約4,000人、2023年6,512人。外国弁護士：2000年576

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

人、2009年7月840人。最初のQFLPライセンス：6事務所、2008年12月5日発表。2025年のQFLP事務所：9事務所、2021〜2024年のオフショア収入20億シンガポールドル超、シンガポールの弁護士550人超。法律サービスの付加価値：2023年29.8億シンガポールドル、輸出14.0億シンガポールドル。ニューヨーク条約：シンガポールについては1986年11月19日から、スイスについては1965年8月30日から発効。管轄合意に関するハーグ条約：シンガポールについては2016年10月1日から、スイスについては2025年1月1日から発効。

## 注

1. 2025年1月1日から施行されている版のスイス民事訴訟法第129条第2項b号および第6条第4項c号。Pestalozzi「Proceedings in English before Swiss State Courts Soon a Reality in Bern and Zurich」、pestalozzilaw.com。Ressos、*Genève, place financière internationale*、partie J, chapitre I, section « L'anglais devant les juges suisses »、およびpartie F, chapitre III（ジュネーブの法案についてはGenève attractive、2026年3月6日）での引用による。 ↩

2. Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region第8条：“The laws previously in force in Hong Kong, that is, the common law, rules of equity …”は、基本法に抵触するものを除き維持されます。第84条および第92条、basiclaw.gov.hk（2026年11月最終閲覧）：裁判所は他のコモン・ロー法域の先例を参照することができ、裁判官その他の司法職員を他のコモン・ロー法域から採用することができます。 ↩

3. Wikipedia「DIFC Courts」（2026年11月最終閲覧）：2004年に設立（Dubai Law No. 12 of 2004）、2006年に業務開始。“an independent English language common law judiciary”。裁判官はオーストラリア、イングランド・ウェールズ、スコットランド、マレーシアおよびUAEの出身。2011年10月31日に署名されたDubai Law No. 16 of 2011により、契約でDIFCの管轄が指定されている場合、または紛争発生後に両当

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

事者が合意した場合に同裁判所が事件を審理できるようになりました。これは“commonly referred to as ‘opt-in’ jurisdiction”。 ↩

4. Wikipedia「Abu Dhabi Global Market」（2026年11月最終閲覧）：2013年に設立され、2015年10月から稼働。“the only jurisdiction in the region to apply English common law directly”と説明されています。その裁判所はADGMにおける民事・商事事件について専属管轄を有します。 ↩

## Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com